

公益財団法人旭川市スポーツ協会AED（自動体外式除細動器）貸出要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、公益財団法人旭川市スポーツ協会（以下「本会」）加盟団体等が主催をする各種事業において、その参加者等が突然の心肺停止状態に陥ったときの救急救命活動に備えるため、その主催者に自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を貸し出すことについて、必要な事項を定める。

（貸出対象者）

第2条 AEDの貸出対象者は、次条に規定する貸出対象行事の主催者（共催者等を含む）とする。
2 救急救命講習の受講経験者及び医療等従事者を会場に配置することを推奨する。

（貸出対象行事）

第3条 貸出可能な行事の範囲は、次のとおりとする。

- （1） 本会加盟団体等が主催する各種イベント、スポーツ行事等のうち、営利を目的としないもの。
- （2） その他、公益財団法人旭川市スポーツ協会会長（以下「会長」という。）が必要と認めるイベント等。

（貸出期間）

第4条 貸出期間は、対象行事等の開催される期間及びその前後の期間とし、原則として最長7日以内とする。ただし、貸出が他団体と重複しない場合等で、会長が認める場合はこの限りでない。

（貸出台数）

第5条 AEDの貸出台数は、原則として1行事に対し1台とする。ただし、行事の規模等によってはこの限りではない。

（経費負担）

第6条 AEDの貸出料は無料とする。

- 2 貸出期間中におけるAEDの運搬等に要する経費は、貸出を受けた者の負担とする。

（申請手続）

第7条 AEDの貸出を希望する団体の代表者は、貸出を受けようとする日の3ヶ月前から5日前の日までに、様式第1号により会長に申し込まなければならない。

- 2 会長は、前項の規定による申請があった場合、貸出の可否を審査する。
- 3 前条の審査により承認を得たものは、記載されている留意事項を遵守すること。

（貸出中の維持管理）

第8条 貸出を受けた主催者は、AEDを常に良好な状態で保管しなければならない。

- 2 貸出を受けた主催者は、AEDを転貸又は譲渡してはならない。
- 3 貸出を受けた主催者は、AEDを処分又は目的以外に使用してはならない。

（損害の賠償）

第9条 貸出を受けた主催者の責めに帰すべき理由により、故障、破損、紛失した場合は、当該主催者の負担において、これを補償、又は修理するものとする。

(返還)

第10条 会長は、次の各号に該当すると認めるときは、貸出したAEDを返還させるものとする。

- (1) 貸出を受けた者が、AEDを使用しなくなったとき。
- (2) 貸出を受けた者が、この要綱に定める事項を守らなかったとき。
- (3) その他、会長が特に必要と認めるとき。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。